

## 【自己査定 別表1 P3 1.(3) (注)】

(8-17) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とはどのようなものですか。債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。また、中小企業金融公庫(20年10月1日付で日本政策金融公庫に統合。以下「公庫」という。)の挑戦支援資本強化特例制度、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」は、十分な資本的性質が認められますか。

(答)

1. 債務者の財務内容の把握、評価は、財務諸表の数字といった形式にとられず、実態的に行う必要があります。このため、例えば、償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じる借入金については、十分な資本的性質が認められる借入金として当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うこととなります。なお、本取扱いはあくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性(債務者区分や企業の規模等)、債権者の属性(金融機関、事業法人、個人等)や資金用途等により制限されるものではありません。
2. 公庫の挑戦支援資本強化特例制度については、劣後ローンであることに加えて、①15年の期限一括償還であり、償還条件が長期である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定である、という資本に準じた商品設計となっています(挑戦支援資本強化特例制度の概要については別紙1参照)。
3. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」についても、劣後ローンであることに加えて、①15年の期限一括償還であり、償還条件が長期である、②条件変更後5年間及び5年目以降に赤字の場合、利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定である、という資本に準じた商品設計となっています(資本的借入金の概要については別紙2参照)。なお、資本的借入金は、既存債務からの転換が中心となりますが、新規融資であるか、既存債務からの転換であるかの別は、資本的性質の判断になんら影響を与えるものではありません。
4. 従って、両制度に係る負債はこれを資本と見做して、債務者区分の検討を行うことが適当と考えられます。具体的には、償還まで相当の期間(5年以上)を有する負債については、残高の100%を資本と見做し、残存期間が5年未満の負債については、1年毎に20%ずつ資本と見做す部分を逡減させる取扱いとします。

残存期間	資本と見做す部分	負債と見做す部分
5年以上	100%	—
4年以上5年未満	80%	20%

3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	—	100%

5. なお、債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発生した場合には、喪失の指示が行われない場合であっても、債務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債と見做して債務者区分の検討を行います。

(注)公庫の挑戦支援資本強化特例制度、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」は、ほぼ同じ商品設計となっていますが、十分な資本的性質が認められる借入金は、これらと同様の商品設計に限定される訳ではありません。

＜中小企業金融公庫発表資料(平成20年4月1日)＞

挑戦支援資本強化特例制度

新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金(劣後ローン)を供給する制度です。

ご利用いただけるかた	
直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用されるかたで、地域経済の活性化に資する等一定の要件を満たすかた	
特例の内容	
利用限度	1社あたり 2億円
利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率が適用されます。
融資期間	15年(期限一括償還)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。</li> <li>◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。</li> </ul>
貸付条件など	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。</li> <li>◆四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約を締結していただきます。</li> <li>◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。</li> </ul>	
融資のお申込み	
直接貸付	公庫の営業部店の窓口にお申し込みください。

※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小公庫の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合があります。

上記は本制度の概要です。詳しくは窓口にお問合せください。

<中小企業再生支援全国本部発表資料(平成20年10月3日)>

**「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用による  
再生支援手法について  
～中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」～**

1. 目的

中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画において、「十分な資本的性質が認められる借入金」(以下、資本的借入金)をひとつの手法として活用することで、再生事業の一層の円滑化を図る。

2. 活用方法

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、基本要領)に則り、必要に応じて再生計画案に盛り込むことで、金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用する。

原則、既存の貸出金等からの切替え方式が中心となるが、導入に際しては一定の条件を付すものとする。

本中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、金融検査上自己資本と看做することができる。

3. 条件等

1) 対象先

基本要領における、再生計画策定支援対象企業(各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする。

※ 但し、金融機関等の債権者の合意が条件

2) 貸出期間

15年一括償還とし、原則として当初10年間は期限前弁済を禁止する。

3) 適用金利

年0.4%程度で、当初5年間は固定金利とする。

※ その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定(0.4%程度)が条件

4) 償還順位

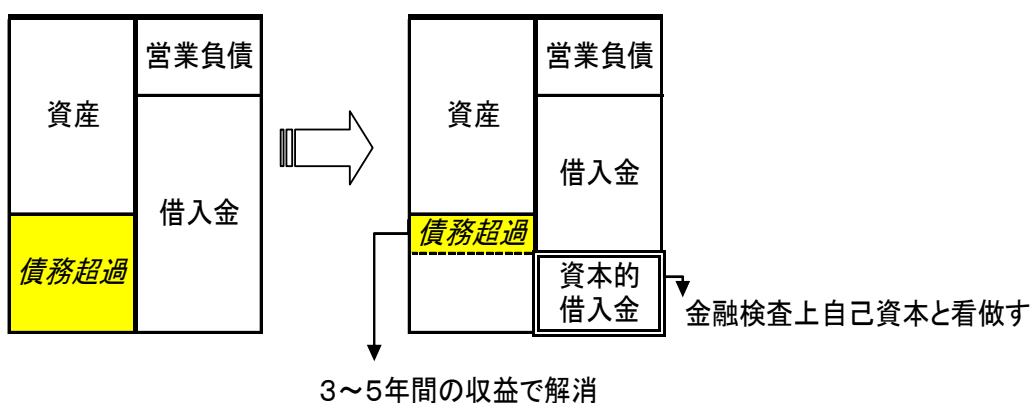
法的倒産の開始決定時に、他の全ての債権(本資本的借入金と同条件のものを除く)に劣後。他の全ての債権が弁済された段階で償還請求権が発生すること。

5) その他の条件

- ① 金融機関と債務者との間で双方合意のうえ締結されていること。
- ② 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。
- ③ 本資本的借入金が期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること。

4. 参考 :活用のイメージ

＜借入金の一部を資本的借入金に振り替え支援を実施＞



【自己査定 別表1 P3 1.(3) (注)】

(8-18)「十分な資本的性質が認められる借入金」はどのような場合に用いられるのでしょうか。

(答)

1. 十分な資本的性質が認められる借入金を用いる場合の制限等はありませんが、一般に資本強化が必要とされる場合、すなわち創業時、事業拡張・新規事業参入時や経営改善の一環としての活用を想定しています。
2. 例えば、(8-17)において例示している、公庫の挑戦支援資本強化特例制度は、主に事業拡張・新規事業参入時における活用を想定しており、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」は、経営改善の一環としての活用を想定しています。

【自己査定 別表1 P3 1.(3) (注)】

(8-19)経営改善の一環として「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合には、経営改善計画の策定が必要となるのでしょうか。

(答)

1. 債務者区分の判断に当たっては、実態的な財務内容のみならず、収益力の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力等、多くの材料を総合的に勘案する必要があります。したがって、業況が著しく低調な債務者(破綻懸念先)について、「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなすことにより実態的な財務内容が改善したとしても、収益力が改善する見通しがなく、業況が著しく低調な状態が継続するのであれば、金融機関の資産査定において、債務者区分を上位に変更することが困難となる可能性が高いと考えられます。
2. 上記に鑑みれば、少なくとも破綻懸念先に対する「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなし、債務者区分のランクアップにつなげるためには、詳細かつ具体的な経営改善計画の策定までは不要だとしても、一定の経営改善見通しがあることが望ましいと考えられます。

【自己査定 別表1 P3 1.(3) (注)、P25 1.(11) ②】

(8-20)「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金の取扱いについては、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。

(答)

1. 期中において契約の見直しを行い、通常の債権から「十分な資本的性質が認められる」債権へと転換した場合、通常の貸出金と同様、「債務者の経営再建又は

支援を図ること」が目的か、「債務者の有利となる取決め」を行っているかという基準で判断を行います。(銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)参照)

2. このうち、金利を通常の固定金利等から業績に連動した金利設定へ条件変更した場合、その条件変更が債務者に有利となる取決め(金利減免)に該当するかの判断にあたっては、条件変更後に前期の業績に応じて決定された各期間毎の金利と基準金利を比較するのではなく、条件変更時に当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案し、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かで判断することになります。
3. 当該債務者に対する取引の総合的な採算の勘案にあたっては、当該債務者と同等の信用リスクを有する企業の過去の業績のデータが蓄積されている場合には、このデータを参考に、与信期間を通じた総合採算を適切に算出する等の方法が考えられます。

【自己査定 別表1 P3 1.(3) (注)、信用 III. ⑧】

(8-21)「十分な資本的性質が認められる借入金」は、バーゼルⅡの信用リスク・アセットの計算上は、貸出として扱われるのですか。

(答)

貸出として扱われます。例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすものであれば、リスク・ウェイトは 75%となります。